

(契約保証金を徴する場合)

自動車交換契約書

高知県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により自動車の交換契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(契約の要項)

第2条 この契約の要項は次のとおりとする。

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 契約金額（差金） | 金 _____円 |
| 2 車種及び台数 | _____ |
| 3 規 格 | 別紙仕様書のとおり |
| 4 下取車種及び台数 | _____ 台（登録番号：_____） |
| 5 納入場所 | 別紙仕様書のとおり |
| 6 納入期限 | _____ |

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金 _____円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定めるところにより売買物品の全部の引渡しを完了したときは、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

(権利又は義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(自動車の交換をした後の納入実績等の譲渡に伴う債務引受)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、自動車の交換をした後において、この交換に係る納入実績等を第三者に譲渡する場合は、自動車の交換をした後に第13条、第16条、第16条の2及び第16条の3の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。

2 乙は、納入実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該納入実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、自動車の交換をした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第5条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第14条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(事情変更)

第6条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不適当となったときは、協議して契約を変更することができる。

(予期することのできない経済情勢の変動)

第6条の2 甲及び乙は、履行期間中に予期することのできない経済情勢の変動により契約金額が不適当となったときは、契約金額の変更に係る協議を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、甲及び乙は誠実に再協議に応じなければならない。

(納入期限の延長)

第7条 乙は、天災事変その他不可抗力により納入期限内に自動車を納入することができないときは、その事由を明示した書面により遅滞なく甲と協議したうえで、納入期限の延長の願い出をすることができる。

2 前項の願い出は、納入期限内にしなければならない。

(検査等)

第8条 納入自動車は、すべて甲の行う検査に合格したものに限る。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

(納入自動車の引渡し及び所有権の移転)

第8条の2 納入自動車の引渡しは、乙が前条第1項又は第2項の規定による検査に合格したときに行われたものとする。

2 納入自動車の所有権は、前項の規定による引渡しをしたときに移転するものとする。

(不良品の取替え)

第9条 検査の結果不合格と決定した自動車は、乙において遅滞なくこれを引き取り、甲の指示する期間内に相当品と取り替えるものとする。

2 前項の取替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、自動車を完納し、第8条第1項の検査に合格したときは、甲に対して契約金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払請求を受理した日から30日以内に当該契約金額を支払わなければならない。

(数量等の変更)

第11条 甲において自動車の納入期限を延長し、又は数量を増減する場合があっても、これに対し、乙は、異議を申し立てないものとする。

2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは、契約単価によって算定するものとする。

(履行遅滞に伴う延滞違約金等)

第12条 乙が納入期限内に自動車を納入しなかったときは、乙は、甲に対して、当該納入遅滞部分に係る契約金額に対し、第15条第1項の損害賠償とは別に、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。)の延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき又は延滞違約金の額が100円未満の場合は、この限りでない。

2 甲の責めに帰する事由により、第10条第2項に規定する契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、未受領額につき、同条同項に規定する支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、この契約を

締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。

- 3 第1項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを延滞違約金に充当することができる。

（契約不適合責任）

第13条 甲は、納入自動車に契約書又は仕様書等に定める内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、無償によるその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求（以下この条において「契約金額減額請求」という。）することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに契約金額減額請求をすることができる。

- （1） 履行の追完が不能であるとき。
- （2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （3） 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- （4） 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 追完請求又は契約金額減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、第15条の規定による損害賠償の請求並びに第14条、第14条の2及び第14条の3の規定による解除権の行使を妨げない。

- 6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、契約金額減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しするときその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（危険負担）

第13条の2 納入自動車の引渡し前に、当該自動車に生じた損害については、乙がその危険を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

（契約の解除）

第14条 乙において納入期限までに自動車を納入しないときその他この契約に定める義務を履行しないときは、この契約の全部又は一部を解除されても、乙は、これに対し異議を申し立てないものとする。

- 2 前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを違約金に充当することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第14条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1） 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同

じ。)であると認められるとき。

(2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 第5条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

(談合等の不正行為があつた場合の解除)

第14条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第62条第1項に規定する課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(3) 乙(法人の場合にあつては、その役員及びその使用人もこれを含む。)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)の規定による刑が確定したとき。

(4) 納付命令又は排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下この号及び次号において「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第16条第1項第1号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が

乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。)

- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(損害賠償等)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りではない。

- 2 甲は、第14条第1項又は第14条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第14条第2項(第14条の2第2項において準用する場合を含む。)に定める違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを損害金に充当することができる。
- 4 甲は、この契約に関して乙から徴収することができる金銭があるときは、乙に支払うべき契約金額と相殺することができる。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第16条 乙は、第14条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。)を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。)までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第14条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
- (2) 第14条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における契約金額の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを賠償金等に充当することができる。
- 4 前3項の規定は、自動車の交換をした後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約金としての違約金)

第16条の2 乙は、第14条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、前条の賠償額の予定とは別に、違約金としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約金としての違約金の額は、契約金額の10分の2に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。)とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による

課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。）である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金額から減額した額とする。

3 前2項の規定は、自動車の交換をした後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

第16条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれを含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、自動車の交換をした後においても適用する。

3 前2項の規定は、自動車の交換をした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（違約金等の徴収）

第17条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、延滞違約金、損害金又は違約罰としての違約金（以下この項において「違約金等」という。）を甲の指定する期間（第16条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第16条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した違約金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき契約金額があるときは、甲は、当該契約金額と、未払いとなっている違約金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第18条 第12条、第16条第2項及び前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（疑義の決定等）

第19条 この契約に関する疑義及びこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（裁判管轄）

第20条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合においては、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

甲 高知県

契約担当者 高知県知事

印

乙 住所
氏名

印

(契約保証金を免除する場合)

自動車交換契約書

高知県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により自動車の交換契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(契約の要項)

第2条 この契約の要項は次のとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| 1 契約金額（差金） | 金 _____円 |
| 2 車種及び台数 | _____ |
| 3 規 格 | 別紙仕様書のとおり |
| 4 下取車種及び台数 | _____ 台（登録番号：_____） |
| 5 納入場所 | 別紙仕様書のとおり |
| 6 納入期限 | _____ |
| 7 契約保証金 | 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条第 号の規定により免除 |

(権利又は義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(自動車の交換をした後の納入実績等の譲渡に伴う債務引受)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、自動車の交換をした後において、この交換に係る納入実績等を第三者に譲渡する場合は、自動車の交換をした後に第12条、第15条、第15条の2及び第15条の3の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。

2 乙は、納入実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該納入実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、自動車の交換をした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第4条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第13条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(事情変更)

第5条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不相当となったときは、協議して契約を変更することができる。

(予期することのできない経済情勢の変動)

第5条の2 甲及び乙は、履行期間中に予期することのできない経済情勢の変動により契約金額が不相当となったときは、契約金額の変更に係る協議を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、甲及び乙は誠実に再協議に応じなければならない。

(納入期限の延長)

第6条 乙は、天災事変その他不可抗力により納入期限内に自動車を納入することができないときは、その事由を明示した書面により遅滞なく甲と協議したうえで、納入期限の延長の願い出をすることができる。

2 前項の願い出は、納入期限内にしなければならない。

(検査等)

第7条 納入自動車は、すべて甲の行う検査に合格したものに限る。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

(納入自動車の引渡し及び所有権の移転)

第7条の2 納入自動車の引渡しは、乙が前条第1項又は第2項の規定による検査に合格したときに行われたものとする。

2 納入自動車の所有権は、前項の規定による引渡しをしたときに移転するものとする。

(不良品の取替え)

第8条 検査の結果不合格と決定した自動車は、乙において遅滞なくこれを引き取り、甲の指示する期間内に相当品と取り替えるものとする。

2 前項の取替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、自動車を完納し、第7条第1項の検査に合格したときは、甲に対して契約金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払請求を受理した日から30日以内に当該契約金額を支払わなければならない。

(数量等の変更)

第10条 甲において自動車の納入期限を延長し、又は数量を増減する場合があっても、これに対し、乙は、異議を申し立てないものとする。

2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは、契約単価によって算定するものとする。

(履行遅滞に伴う延滞違約金等)

第11条 乙が納入期限内に自動車を納入しなかったときは、乙は、甲に対して、当該納入遅滞部分に係る契約金額に対し、第14条第1項の損害賠償とは別に、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき又は延滞違約金の額が100円未満の場合は、この限りでない。

2 甲の責めに帰する事由により、第9条第2項に規定する契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、未受領額につき、同条同項に規定する支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、納入自動車に契約書又は仕様書等に定める内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、無償によるその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求（以下この条において「契約金額減額請求」という。）することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに契約金額減額請求をすることができる。

（1） 履行の追完が不能であるとき。

（2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4） 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 追完請求又は契約金額減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 第1項から第3項までの規定は、第14条の規定による損害賠償の請求並びに第13条、第13条の2及び第13条の3の規定による解除権の行使を妨げない。

6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、契約金額減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しするときその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（危険負担）

第12条の2 納入自動車の引渡し前に、当該自動車に生じた損害については、乙がその危険を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

（契約の解除）

第13条 乙において納入期限までに自動車を納入しないときその他この契約に定める義務を履行しないときは、この契約の全部又は一部を解除されても、乙は、これに対し異議を申し立てないものとする。

2 前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団排除措置による解除）

第13条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（1） 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

（2） 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 第4条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

（談合等の不正行為があった場合の解除）

第13条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (3) 乙（法人の場合にあつては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
 - (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第15条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。
- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（損害賠償等）

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する

金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りではない。

- 2 甲は、第13条第1項又は第13条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第13条第2項（第13条の2第2項において準用する場合を含む。）に定める違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 甲は、この契約に関して乙から徴収することができる金銭があるときは、乙に支払うべき契約金額と相殺することができる。

（談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定）

第15条 乙は、第13条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）第13条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であつて、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合

（2）第13条の3第1項第3号に該当する場合であつて、刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における契約金額の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。

3 前2項の規定は、自動車の交換をした後においても適用する。

（談合等の不正行為があった場合の違約金としての違約金）

第15条の2 乙は、第13条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、前条の賠償額の予定とは別に、違約金としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

2 前項の違約金としての違約金の額は、契約金額の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。）である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金額から減額した額とする。

3 前2項の規定は、自動車の交換をした後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

第15条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれを含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、自動車の交換をした後においても適用する。

3 前2項の規定は、自動車の交換をした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(違約金等の徴収)

第16条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、延滞違約金、損害金又は違約罰としての違約金（以下この項において「違約金等」という。）を甲の指定する期間（第15条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第15条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した違約金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき契約金額があるときは、甲は、当該契約金額と、未払いとなっている違約金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第17条 第11条、第15条第2項及び前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約に関する疑義及びこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合においては、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

甲 高知県
契約担当者 高知県知事 印

乙 住所
氏名 印